

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

ページ
二二

号外(一) 平成二十五年 三月三十一日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

一 不動産取得税

1 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条関係)

(一) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置

(二) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(三) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(四) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(五) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置

(六) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置

(七) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置

2 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平

成二七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条関係)

3 次のとおり税額の減額措置の適用期限を平成二七年三月三十一日まで延長することとした。(附則第七条の四関係)

(一) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置

(二) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置

4 次のとおり特例措置を廃止することとした。

(一) 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定又は換地若しくは交換分合により取得する土地に係る特例措置(第五二条関係)

(二) 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置(附則第七条関係)

二 自動車取得税

衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が五トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えることとした。(附則第一二条の二の四関係)

三 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を二分の一とする特例措置等の適用期限を平成二八年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一六条関係)

四 その他所要の規定の整理を行うこととした。

五 この条例は、平成二五年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二五年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二二二号)の一部を次のように改正する。
第五十二条第十項中「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第一項又は第十一条の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イの事業を含む。第五十八条の八において同じ。」を削る。

附則第七条第一項中「平成二五年三月三十一日」を「平成二七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「この項」を「この項から第五項まで」に、「平成二五年三月三十一日」を「平成二七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項及び次項において同じ。」を削り、「平成二五年三月三十一日」を「平成二七年三月三十一日」に改め、同条第五項、第七項及び第十一項中「平成二五年三月三十一日」を「平成二七年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十条第一項の規定に基づく資金の貸付け」を削り、「平成二五年三月三十一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二七年三月三十一日までの間」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「平成二五年三月三十一日」を「平成二七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とする。

附則第七条の四第一項及び第四項中「平成二五年三月三十一日」を「平成二七年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の四第七項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号中「附則第四条の六第八項

を「附則第四条の六第十一項」に、「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第十一項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に、「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同号を同項第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トンを超える乗用車（施行規則附則第四条の六第八項に規定するものに限り。）又はバス（施行規則附則第四条の六第九項に規定するものに限り。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに適合するもの

附則第十二条の二の四第八項中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十二項」に改める。

附則第十六条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 3 新条例附則第十二条の二の四第七項及び第八項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

平成二十五年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社